

ふれあいウィークエンド

家庭の日優待券



- 本券は、左記のステッカーのある施設・店舗で有効です。ご利用時に提示してください。
- 18歳未満のお子様を連れた家族の方の利用が可能ですが、優待内容が施設・店舗によって異なるので、詳細は各施設・店舗にお尋ねください。
(<http://himawari-nagano.jp/>の「家庭の日」のページをご覧ください。)
- 平成30年3月31日まで有効（繰り返し使用が可能です。)

発行 長野県青少年育成県民会議

住所 長野市南長野幅下 692-2

電話/FAX 026-235-8996

電子メール youth@axel.ocn.ne.jp